

NEWS LETTER

2006年4月26日 NO532

三重大学教職員組合発行

直通 : 059-231-4447 (内線2169)

E-mail : KYF03351@nifty.ne.jp

URL : <http://homepage2.nifty.com/mie-union/>

新給与・昇給制度開始で意見対立のまま

本年度実施は多数の課題を残す!

3月30日に、三重大学教職組と役員会（学長も出席）の労使協議が行われました。**06年度からの新給与表+新昇給制度の採用に関しては、意見が対立したままに終わりました。**「要望書」に関する学長の回答は2面にあります。

その内容は従来通り、人事院勧告・通達準拠で、全国の流れに同調せざるを得ないの一点張りです。「仮に給与アップの勧告が出た場合も準拠するのか？」の質問に、準拠すると答えられなかったことで分かるように「人勧準拠論」は根拠にならないものです。そもそも文科省が「運営費交付金は、人事院勧告とは無関係」と言っているように、給与アップの場合も国庫からの支出の保障が全くありません。「**独立大学法人法**」が抱える**根本問題の解消、特に高等教育に関する政府の責任を明確にする必要性が重要な課題**になっています。

もちろん、既に公務員でないので教職員の給与は、財務状況や人材確保の観点から、労使の協議により大学が自主的に決める段階に来ている訳です。学長や理事も「個人的にはそう思うが、まだ時間が必要」と表明しています。

なお、**たんなる「人員削減・人件費抑制」に矮小化せず、三重大学の将来構想と教職員の人員や人件費を併せて検討すべきだとの意見にたいしては、学長は努力すると回答しています。**

全国的にも新制度に移行しなかった大学は無いようですが、協議を継続している所や、昇給抑制をしないこと、給与の実損を補填させること、等を実現した所もあります（**三面参照**）。

多くの場合、組合が教職員の過半数を占めており、労使協定の締結を拒否する等の強い方針を打ち出したため、当局の妥協を引き出したものです。

名古屋大学では、新昇給制度で、教授を「特定職員」とせず助教授以下と同じ基準で扱う見識を示しています。名大では、学長が組合の「労基法」上の権利を保障するだけでなく、「大学運営上、対等なパートナーと認める」との見解を表明しています。

三重大学でも、みんなの協力の力で給与や権利を守り拡大し、過半数組合を実現したいものです。

新制度では、従来のような定期昇給がなくなります。評価に基づく昇給があっても、しばらくは06年3月の給与額に及ばないのです。それが、「現給保障」です。「現給保障」が5年間つづくとは、その間給与アップがないということです。

平成18年4月14日

三重大学教職員組合
中央執行委員長西川洋殿

三重大学長
豊田長康

平成18年3月14日付け三重大学教職員組合からの要望書に対する回答

要望1. 来年度は「現給与法」を継続すべきと考えます。

国立大学法人の給与については、「国立大学法人法（15.7.16）」第35条において準用されている「独立行政法人通則法（11.7.16）」第63条の規定により、「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めなければならない」とされています。また、閣議決定においても「役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とする要請する」（16.9.10）「役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造水準を踏まえた見直しに取り組むものとする」（17.12.24）とされています。

以上のように、大学独自の給与体系を新たに構築するには、法的・制度的な制約を大幅に受けており、現段階では、人事院勧告が基本的に給与改定のための適正な水準と判断せざる得ないと考えます。

平成18年度については、人事院勧告を準拠し、本給の引き下げの改定を行い、3月末日時点での本給額より減額となる者については、経過措置として現給保障をし、来年度については地域手当を1%導入することとし、19年度以降については、今後検討することとしています。

今回人事院が示した公務員の給与構造の改革の基本的な考え方に「年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給構造への転換」を挙げており、本学においても、こうした国家公務員の給与構造を十分に考慮しながら、特定職員（事務系：部長以上・教授・看護部長）と一般職員の区分を設けたいと考えています。しかしながら、現状での本学の新しい評価制度構築の進捗状況を踏まえ、新しい評価制度に合致した選考が現状では困難な教授及び一般職員については、今年度と同様3段階の昇給区分（従来の特別昇給・普通昇給・長期病気休暇等による昇給の延伸）とさせていただき、評価制度に基づく選考が比較的可能なものについて5段階の新しい区分を適用することとしました。

なお、「良好であると認められない」の区分については、相当長期に亘る病気休暇や育児休業等の期間がある職員及び停職・減給等の処分を受けた職員に限って適用することとしています。

特定職員に関する昇給幅については、一般職員より抑制した昇給幅とし、良好者等（従来の特別昇給に相当）の按分数についても一般職員と同様とすることといたしました。

要望2. 三重大学教職員組合は「人員削減・人件費抑制をガマンすべきだ」とは考えません。

大学法人の収入は、病院収入を除くとそのほとんどが運営費交付金と授業料等の学納金収入からなっており、運営費交付金については毎年1%削減され、授業料については標準額が定められています。そのため経営努力にも限界があり、大学を運営していくうえで人件費の削減はどうしても避けることができない事項です。

しかしながら、ご指摘のように、法人として最大限経営努力をはらっていくことは当然であり、これまでも外部資金の獲得、寄附講座の招致等収入の確保に最大限の努力をはらっていますが、みなさんのご協力を得ながら、よい提案は積極的に取り入れて努力していきたい

と考えています。

また、引き続き高等教育予算の増額を国立大学協会を通じて文部科学省に求めていきます。

要望3. 学長・役員会は、早急に三重大学の基本将来像を示し、教職員の生活保障の立場に立った給与・昇給制度で合意を進めるべきです。

役員会として、法人化から2年が経ち3年目を迎えるわけですが、今期中期目標、中期計画の着実な実行と、将来の三重大学の基本構想を早急に検討をして、教職員に示していきたいと考えておりますので、今しばらくの猶予をいただきますようお願いいたします。

三重大学のビジョンを事前に示して今後の給与・昇給制度の見直しを提案すべきとの提案ですが、大学の将来構想と併せて19年度以降の給与・昇給制度の在り方や人員・人件費管理計画についての検討を進めていきます。

他大学の状況を見ますと、18年度の給与改定については、基本的に人事院勧告に準拠している大学が知り得る限り全てであり、本学も同様にさせていただきたいと考えますので、どうかご理解とご協力をお願いいたします。

「給与構造見直し」反対に関する他大学の事例

◎山形大学

- ①組合書記長が給与などの不利益変更に関する大学側の周知義務違反を労基署に訴え、労基署が調査を約束。（**解説**：多く大学は、05年度中に人事院勧告に基づく「給与の0.3%引き下げ、扶養手当切り下げ」を実施したが、同大学ではこれを4月1日に実施。その説明義務を怠った疑いが濃厚と労基署が判断）
- ②2事業場（工学部・農学部、いずれも過半数組合）で、「教員の裁量労働制に関する労使協定」締結を拒否。大学は、4月から教員に超過勤務手当を支給せざるを得なくなった。

◎信州大学

- ①当局との確認書に「5年を超えて現給のまま推移する教職員には、昇給の運用により、昇給を実現させる」ことを明記させた。（**解説**：一般に「現給保障」は5年間位継続されるといわれているが、40歳代後半の教職員の多くは、この間一切昇給しないと見込まれているので、その是正を約束させた）

◎金沢大学・福井大学

- ①**附属校園への新規異動**（公立から転入）者には、旧給与額を保障させる（1.5～2号給の格差是正）。
- ②附属校園で、産前産後の休暇を6週間から8週間に延長を約束させる（試行）。

◎神戸大学

- ①**昼の休憩時間を実質1時間とさせる（12:00～12:15を業務休止時間）。**

◎香川大学

- ①当局との確認書に「平成18年度の昇給抑制は行わず、平成17年度並の運用とする」と明記させた。（**解説**：人事院勧告では、新設諸手当の財源確保を理由に、2010年までの5年間は、標準的な昇給巾を3号給までに抑えることにしている）

●定年後の雇用の継続について

- ①**継続雇用を約束**（希望者は、原則、正規職員と同様の週 40 時間勤務、給与は 60% 程度保障）

北海道大学、弘前大学、東北大学、山形大学、福島大学、宇都宮大学、東京大学、信州大学、福井大学、名古屋大学、香川大学、山口大学、

- ②その他多くの大学で、再雇用制度開始を約束（パート）

●非常勤職員

- ①正職員へ登用するため、非常勤職員向けの採用試験を実施（名古屋大学等都市部大学で実現）
②5年間の雇い止め中止（雇用継続）を約束（今年、裁判で雇用者敗訴あり）
③3月31日の雇用中断廃止（多くの大学で実現）
③夏季休暇を増加（多くの大学で実現）

（全大教ニュース、各組合 HP より調査）

三重大学教職組 各部局支部執行部交代

新年度の支部役員のお名前を紹介します。

- ◎人文学部支部（任期 05,10～06,9）

委員長：佐藤 義則、副委員長：西川 洋、書記長：田中 誠人、執行委員：赤岩 隆、

- ◎教育学部（任期 06,4～07,3）

委員長：高橋 昌子、副委員長：岸田 謙介、書記長：玉城 政和、書記次長：長谷 基弘、
執行委員：重松 良祐、久保 好洋、（杉澤 久美子）

- ◎工学部（任期 05,10～06,9）

委員長：市川 貴之、副委員長：前田浩三、書記長：中村 昇二、執行委員：小川 覚、

- ◎生物資源学部（任期：06,4～07,3）

委員長：後藤 正和、副委員長：村上 克介、書記長：塚田 森生、執行委員：岡垣 壮、
執行委員：中島 千晴、廣住 豊一、王 秀崙、

- ◎**連休明けの次号は、新給与、昇給制度等に関する解説特集**をします。

支部執行委員会で出されたこと、組合員個人からの質問、疑問にお答えします。

学長は、過半数代表者との牢記協議会で、新給与制度等に関する全学説明会の開催を約束しています。未だ実現していませんが、みなさまからの質問・疑問をお寄せ下さい。